

日進市第二期子ども・子育て支援事業計画 中間見直し（案）パブリックコメントの実施結果について

意見募集期間：令和5年1月23日（月）～令和5年2月22日（水）

意見提出者：2名

提出意見数：2件

通番	項目	意見の内容	市の考え方
1	第4章 基本目標5 個別目標3 P.26	<p>本文 保育利用調整やサポート体制について、障害児、多胎児、三子以降に対する配慮を、具体的、かつ早急に行うべき。</p> <p>意見：令和五年度日進市保育所等利用案内を例にとると、利用調整の際に、障害児、多胎児に対する配慮が全くありません。また、障害児に兄弟姉妹がいる場合には、兄弟姉妹が待機児童になったり、別園になることで、障害児が通える療育などの選択肢が少なくなり、場合によっては、障害児あるいは兄弟姉妹児を自宅等に放置せざる得ない状況も生まれてきます。保育園の利用調整ができかねる場合に代替的な福祉サービスが少ない状況を鑑みれば、障害児はもとより、兄弟姉妹児に対して調整加点がなされる必要があると考えます。現在、子ども課は、障害児はもちろん、兄弟姉妹児に対して、保育利用調整の配慮は全くしていません。「日進市子ども・子育て支援事業」の個別目標3障害児、発達障害児への支援保育園・幼稚園での受入における受入体制の充実が積極的になされているとは言い難い現状があります。</p> <p>また、障害児同様に、多胎児に対する保育利用調整の加點もありません。多胎児の育児が困難であることは日進市が多胎児に対する福祉サービスを行なっていることから認識されていると思いますが、現状では、毎日のように利用できない福祉サービスしかありません。そのため、保育利用調整において、多胎児に対する調整加点は必要であると考えます。現在、子ども課は、多胎児に対しての配慮は行なっておりません。多胎児の虐待リスクが高いことは一般的にも知られております。多胎児の片方を待機児童にしたりするような決定は、放置等の虐待を助長することにもなりかねません。市の子ども条例にある虐待の予防を考えるならば、虐待リスクが高い多胎児への配慮、そして虐待を助長しかねない決定は速やかに撤回すべきと考えます。</p> <p>最後に、内閣府が2020年5月29日に閣議決定した「少子化社会対策大綱」によれば、多子世帯に対する支援が挙げられております。しかし、日進市の保育利用調整や他の福祉サービスなどには多子世帯に対する支援がありません。子ども課が行なっている利用調整では、兄弟姉妹の同時入園に対する加點がありますが、この加點は二子だろうが、三子だろうが、一点のみとなっております。ちなみに、同時入園加點の文章には、二子三子という表記はなく、あくまで子ども課の解釈、慣例によって、二子でも三子でも同様の一点としているとのことでした。二子と三子では多胎児同様、育児の困難さは変わってきます。困難さに合わせた配慮がなければ、少子化対策をしているとは言えないのではないのでしょうか。</p>	<p>保育施設の利用調整については、本計画を基に国県の情報、近隣の状況等にも注視して実施してまいります。</p>
2	第4章 基本目標1 個別目標3 P.7	<p>意見：事業計画には記載がありませんが、公設の児童クラブは預かり時間が18時までのため、市外でのフルタイム勤務者は民間しか選択肢がありません。民間は費用面や広さといった点で公設に比べて不利な上、休日や平日夜間の保護者参加が必須の事業所もあり、民間しか選択肢がない状況は不十分だと考えます。まずは公設の学童について預かり時間を含めて拡大を図るべきだと思います。</p> <p>また、民間の定員数拡大、誘致といった記載がありますが、費用面、環境面、ソフト面でより「使いやすい」民間を増やすことを推進していただきたいです。</p>	<p>当意見は本計画中間見直し（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。</p>